

徳川四代将軍家綱生母宝樹院と富士山御師三浦家

— 小山周辺地域との関わりを中心にして —

*The relationship between Hojiuin, the mother of the Fourth Tokugawa
Shogun Ietsuna and Fujisan-oshi Miura, and the area of Oyama*

酒 入 陽 子
Yuko SAKAIRI

はじめに

徳川家康に始まる江戸時代は、家康の江戸幕府開府(一六〇三)から明治新政府の発足(一八六八)までの二五〇年以上にわたる長期政権であるが、その江戸時代初期の四代将軍徳川家綱は、日光東照宮の大造営を行なった三代将軍家光と、悪名高い生類憐みの令で有名な犬公方、五代将軍綱吉とに挟まれ、歴代将軍の中で、どちらかといえば影の薄い将軍といえるかもしれない。

その将軍家綱を生んだ生母お楽の方―後に宝樹院と呼ばれる女性は、死後は上野東叡山寛永寺に手厚く葬られ、正二位を贈位された人物で、「徳川幕府家譜」にも「御法名 宝樹院殿贈二位華城天栄大姉」と記されているが、彼女は家光の正室ではなく、実は、下野国高島村(現栃木県大平町)の浪人の娘で、家光乳母の春日局に見出され大奥へ奉公に入り、家綱を産んだとされる人物である。宝樹院の母は現在の小山市島田の出身であると伝えられ、小山周辺は徳川将軍家綱にもゆかりのある地域ということになる。

また、宝樹院の義理の父である七沢作左衛門は、宝樹院が家綱を懐妊した際に、将軍家世継ぎの無事なる出産を願って、甲斐国都留郡川口村(現山梨県南都留郡富士河口湖町)の富士山御師三浦氏へ祈禱の依頼を行なっていることが知られている。

宝樹院とその出身地の小山周辺地域、また義父七沢作左衛門が祈禱を依頼した山梨県の富士山御師との関わりとはいかなるものであったのか。本稿では、従来あまり注目されてこなかった宝樹院を中心にこの問題にアプローチしていきたい。

一、宝樹院と小山周辺地域との関係

『徳川実記』厳有院殿(＝三代将軍徳川家光)御実記卷一には、宝樹院が家光の側室となった経緯について詳しい記述が見られる。

【史料一】

御母は贈正二位宝樹院殿、そのはじめはらく(楽)の局と申す。こは下野国都賀郡高島村の増山織部某が女紫と聞えけるをめ(娶)とり、三男二女をうめり。利長年若くてうせければ、紫子供を引きつれて、再び永井信濃守尚政が臣、七沢作左衛門清宗といへるものに嫁し、江戸に來り浅草の辺に住しが、春日局はからひ(計らい)にて、らくの方十三の年より御所にまいり、みやづかへ(宮仕え)進らせしに、大猷院殿(＝家光)御いづくしみを蒙りて、寛永十八年八月三日公をまうけられしに」

(一)内、傍線は筆者。また句読点は読み易いように適宜補充・変更した。
以下史料に関しては全て同じ

これによれば、宝樹院ははじめ「らく(楽)」と称し、下野国つまり現在の栃木県高島村(現大平町)の青木三太郎利長と、同じく下野国島田村(現小山市)の増山織部某の娘紫の子として誕生し、利長死没後、紫は七沢作左衛門清宗へ再嫁し、浅草辺りに住んでいたところ、らくが春日局の目にとまり、十三歳のときに宮仕えに上がり、寛永十八年(一六四一)八月三日に公(家綱)を生んだ、というのである。

らく(これ以降は、煩雑さを避けるため宝樹院に統一する)とその父青木利長は、現在の大平町上高島の出身、母紫(のち泉光院。以下、泉光院に統一)³は、現小山市島田の出身とされており、家綱生母宝樹院やその血縁者は、

小山市やその周辺地域と関係が深いのである。^④

宝樹院自身は、家綱一二歳の承応元年（一六五二）五月に発病し、上野国伊香保での療養の甲斐もなく、同年十二月二日、三二歳で没するが、その弟、弁ノ助―のちの増山弾正少弼正利は、家綱三歳の誕生日の寛永二〇年八月三日に将軍家光に始めて拝謁し、母方の姓である増山を名乗るよう命じられ、それ以降は将軍の日光参詣に供奉したり、奏者番を仰せ付かるなど重用され、寛文二年（一六六二）七月二八日に四〇歳で死ぬまで、家綱付き家臣として目覚しい昇進を遂げ、正保四年（一六四七）には相模国高座郡のうちの一萬石の領地を賜り、万治二年（一六五九）には三河国幡豆郡西尾城主二萬石の大名となっている。^⑤

また、もう一人の弟の友ノ助も、下野の名門那須氏の養子となり那須氏を継ぎ、那須資彌と称し、烏山城主二萬石の大名となっている。その他、宝樹院の姉は、幕府の儀礼を管掌し、勅使の接待や京都への使者を勤める、格式の高い高家の家柄の品川式部大輔高如の妻となっている。^⑥

これらから、宝樹院の兄弟は、宝樹院の功績により優遇されていたことがわかり、特に増山正利は、二萬石の譜代大名として取り立てられ、その跡を継いだ正弥は、寛文三年（一六六三）常陸国下館二萬石、ついで元禄一五年（一七〇二）伊勢国長島二萬石に移封され幕末を迎え、明治には子爵となっている。宝樹院の母、つまり増山氏を農夫の娘とする史料もあるが、増山氏は、宝樹院との繋がりにより大名家の格式を獲得し、江戸時代を通じてその格式を保ち、明治を迎えたのである。

では次に、宝樹院の実父青木利長について、より詳しく見ていきたい。利長の墓は、現在も大平町下高島の宝蔵寺に残されているが、この墓は息子の増山正利が建立したという。^⑦近世後期成立の地誌である「古河志」には、「下高島村宝蔵寺に蔵しある所の系図」として、青木氏の系図を載せ、これによれば、宝樹院の弟、弁ノ助（増山正利）・友ノ助（那須資彌）兄弟の弟として青木仁左衛門なる人物がおり、その子孫が上高島村の百姓青木氏へと繋がるとする。^⑧系図より青木仁左衛門に關係する部分を載せる。

【史料二】 「下高島村宝蔵寺に蔵しある所の系図」

青木仁左衛門――一男 青木七右衛門 増山弾正殿ヨリ三百石被_レ下。家老相勤

淡路。先年古河城主土井大

炊頭殿ヨリ五人扶持被_レ

下。諸役御免ニテ百姓

二男 青木長左衛門 高島村諸役御免ニテ百姓

青木長左衛門―青木長左衛門―青木七郎右衛門

上高島村百姓

注目されるのは、青木仁左衛門の注記に「諸役御免ニテ百姓」、二男長左衛門の注記に「高島村諸役御免ニテ百姓」とあり、諸役を免除された特権をもつ百姓身分とされていることである。その子孫が「上高島村百姓」の青木七郎右衛門ということになり、上高島村の青木七郎右衛門家は、宝樹院に連なり、大名家増山氏とも血縁関係がある、特別の格式をもつ百姓ということになるのである。

次の史料も、百姓青木氏と大名増山氏との特別な関係が伺われるもので、(2) 上高島村の青木友右衛門について、同じく「古河志」に載せるものである。

【史料三】

百姓 友右衛門

青木苗字

これは青木の裔にて、今は血胤断えぬれど家名の末なればとて、勢州（＝伊勢国）長嶋の城主増山侯より三人扶持賜り、例年初春には麻上下着し、両刀帯し青木友右衛門と号し、江府（＝江戸）増山侯へ年賀を申来れりといふ。

この史料から、「古河志」が執筆された文政期頃、上高島村の百姓青木友右衛門は、青木氏直系ではないがその末流ということで、伊勢長嶋城主の大名増山氏から三人扶持を得、毎年増山氏の江戸屋敷へ、麻の袴を着て帯刀し、年賀の挨拶へ行っていたことがわかる。同じ村で「青木の裔」とあることから、友右衛門と七郎右衛門とは親族関係にあると考えられる。この史料でも青木氏は、百姓でありながら、苗字帯刀を許された特権的な身分をもつ存在であることがわかる。

上高島村は、元禄期以降は古河藩領であったため、「古河志」に青木氏の記述が見られたわけだが、では次に、上高島村の現在の行政区画である大平町に残された史料から、青木氏の系譜を見ていきたい。

大平町地域の史料を集めた『大平町誌』には、青木利長二百年忌法事に關する、次の文書を載せる。

【史料四】

安養院様(青木利長)御法事之事

一、丙戌年六月二日、増山河内守様御役人中より、御掛合有之、同六月八日式百年忌御法事、野州(下野国)上高島村増山様為御名代青木造藏殿被遊御出役、其節青木七郎右衛門、増山河内守御メミエ有之、其上御召料アサ上下御拝領有之、同六月三日より御扶持三人扶持被下置、下高島村宝蔵寺御法事有之、寺ハ米三俵サイ料金三分、増山様より被下給ふ、其節下高島ハ御名代青木造藏殿、同七郎右衛門殿、親類生沢家ニ重良兵衛ト申人、他親類その部村増山藤右衛門妻同道ニ御名代儀ハ六月六日より同十日迄、御出被遊候、是ハ成丈親類ニ御地走仕候事、御名代江は他親類、村親類より夫々ニ御見舞有之候事、

文政九年

戌ノ六月日

青木七郎右衛門

藤原重利(花押)

伴

同 七郎

藤原重数(花押)

(返り点…点、()内は、筆者。以下同じ)

安養院とは、宝樹院実父の青木利長(法名)、安養院殿性参覚(居士)のことであり、上高島村の青木七郎右衛門重利と伴七郎重数が、利長二百年忌に關する諸事を記したものである。その内容は、二百年忌法事に關して増山氏の役人から話があり、増山氏名代の青木造藏が上高島村へ来た。その際七郎右衛門重利に、増山氏より御召料として麻の袴が、六月三日からは三人扶持分が下され、下高島村の宝蔵寺にて法事が行なわれた。宝蔵寺へも増山氏から米三俵と祭料の金三分が下されたという。

青木七郎右衛門が増山氏から御召料の麻の袴や三人扶持を下されたのは、

もちろんこの七郎右衛門が宝樹院実父の生家であり、増山氏は大名とはいえ、その青木氏から派生した家であるためである。

またこの法事には、青木七郎右衛門や増山氏名代を勤めた青木造藏の他、村の内外の親戚一同が集まって盛大に執り行われている。生沢家の重良兵衛については詳らかにしえないが、菌部村の増山氏とは、宝樹院母の実家の増山氏関係者と考えられ、高島村の青木氏一族を初め、村外の親戚も集め、大名の増山氏からの扶持をうけて、宝樹院に連なる人々、つまり百姓であつて特別の由緒を持つ一族が、執り行つていたのである。彼らにとつて利長の法事は、自らの由緒や格式を確認する行事でもあつたといえよう。ところで、【史料二】にもあつたように、宝樹院の実父青木利長は早くに亡くなるが、義父である七沢作左衛門は、宝樹院懐妊の折に、甲斐国富士山御師三浦家へ祈禱を依頼している。では次に、宝樹院と富士山御師三浦家との関係をみていくこととしたい。

二、宝樹院と富士山御師三浦家

七沢作左衛門が祈禱を依頼した、三浦家の職である富士山御師とは、御祈禱師の略ともいわれ、信仰の山である富士山へ参詣者を誘導し、祈禱や宿泊等の世話をするとともに、登山期以外には檀那へ札配りをする等の活動を行なう民間宗教者のことである。川口村(現山梨県富士河口湖町河口)の御師は、普段は農業に従事し、その身分は、百姓と神職との間に位置する存在でもあつた。

七沢作左衛門が三浦家へ祈禱を依頼したのは、富士山が日本第一の霊山であることに加え、作左衛門が甲斐国の出身で、三浦家の檀那であつたためではないかと考えられている。作左衛門の名字の七沢は、甲斐国中郡筋七沢村からきたものと思われ、従つて、その読みも「ナラサワ」と読むのが正しい。

作左衛門から三浦家へ宛てた文書は、家網誕生の寛永一八年(一六四一)の「若君様(家綱)御息災幾久敷御繁昌」の祈念と、正保二年(一六四五)の「御袋様(宝樹院)御息災弥御繁昌」を祈念し、「天下泰平国家安全之御祈禱」を依頼したものである。この祈禱が、三浦家と將軍家とを繋ぐ祈禱の端

緒となり、三浦家は家光・家綱の両上様に御目見し、この祈禱を「吉例之御祈禱」として、江戸時代を通じて、将軍に御目見を許され、御札献上するほどの資格をもつのである。

次の史料は、この「吉例之祈禱」、特に、御札献上の根拠となる由緒や記録、文書等をまとめたと考えられるものだが、その中にいくつかの注目すべき記述が見られる。

【史料五】(三浦吉明家文書、整理番号B-16)

(前略)公方様御懐胎被_レ為_レ成_二御座_一候内、御胎中御堅固_二被_レ為_レ成_二御座_一候、幾久敷御繁昌_二御誕生_一被_レ遊、弥天下泰平之御祈念_{可_二申上_一}旨、從_二御袋様(=宝樹院)_一、増山殿以_レ被_二仰付_一(ア)、御誕生之砌、弥御吉例之御祈念、少無_二懈怠_一可_二申上_一旨、別_而被_二仰付_一候間、至_レ于今迄無_二油断_一申上候、

(中略)

御札指上申候処_二御吉例之御祈禱少無_二懈怠_一可_二申上_一旨、増山殿ヲ以_而被_二仰付_一、御誕生以来、正月・六月・九月三度宛、毎年御札從_二御袋様_一被_二差上_一被_二下候_一(イ)、從_二御懐胎_一被_二仰付_一御誕生之砌、弥被_二仰付_一候御吉例之御祈念之儀_二御座候_二付_而、于_レ今迄、少無_二懈怠_一申上_一候、御札如_二例年_一、三度宛從_二御内証_一于_レ今差上申候(ウ)、

(後略)

傍線部(ア)(イ)によれば、宝樹院より弟の増山正利を通じて三浦家へ祈禱が依頼され、毎年正月・六月・九月の三度、御札が献上されているが、この三度の御札献上は、下線部(ウ)によれば、内証つまり奥向きよりのものであったことがわかる。三浦家の御札献上は、増山氏を通して宝樹院からの奥向きのものであったのである。しかし三浦氏はこの御札献上を、表向きより行えるよう、増山氏を通じて、寺社奉行へ働きかけている。次の史料は、増山正利から松平乗寿への依頼に対する返書である。史料中の、申谷内記は三浦内記(申谷は三浦家の屋号)、松平和泉守は乗寿、増山弾正は正利、牧内匠は牧野内匠頭信成である。

【史料六】(三浦吉明家文書、整理番号B-18-5)

松平和泉守

増山弾正様

乗

貴札意奉_レ存候、如_レ仰其後者久不_レ得_二御意_一御物遠_二打過候_一、然者富士山御師申谷内記、毎年從_二御袋様_一、大納言様御祈念被_二仰付_一、御札進上申候由、当年よりハ御表むき分御札上ケ被_レ申度候由、例無_レ之、改_二て御表むき分御札上ケ御目見被_レ仕候儀者、しかと御理無_レ之_二てハ難_レ成儀かと存候、殊_レ牧内匠殿煩_二にて私一人仕候_一て、寺社奉行衆へ申談候儀、如何_二存候間_一、内匠殿被_レ出候者、内匠殿へも可_レ被_二仰入_一候、相談仕候て、兩人いたし寺社奉行衆へ可_二申入_一候、恐惶謹言

三月十二日

乗(花押)

傍線部に見えるように、申谷(三浦)内記は表向きよりの御札献上を、増山正利を通して、松平乗寿から寺社奉行へ取り次いでもらうよう依頼したが、これに対する乗寿の返事は、表向きよりの御札献上は例が無く難しく、また牧野信成が病氣であり、私一人で寺社奉行衆へ申し入れるのはいかがなものか、牧野が快復したら二人で寺社奉行衆へ申し入れる、というものだった。松平乗寿と牧野信成は家綱側近であり、増山氏は三浦内記の意向を受け、この二人を通して表向きよりの御札献上を望んだのである。この後の交渉については、関係文書が残存せず明らかでないが、三浦氏は、この後幕末まで、正月に江戸城で御目見していることから、最終的にはこの願いは成就し、表向きの御札献上となったのであろう。史料中、家綱のことを「大納言」と称していることから、この文書は家綱の大納言就任(正保二年、一六四五)より内大臣就任(慶安四年、一六五一)。家綱将軍就任も同年)までのものと考えられ、家綱が將軍職に就く以前から、將軍家との関係をより強固なものにしようとする三浦氏の様子が伺われる。

しかし、年三度であった御札献上は、宝樹院没後には途絶えかけたようである。御札献上の許可を得ようとする三浦氏により、寺社奉行に宛てた嘆願書が残されている。さらに時を経た寛文九年(一六六九)頃には、この御札献上が、年一度となっている。

【史料七】(三浦吉明家文書B-21-55)
大猷院様御代々

前々者御祈禱之御祓、正・五・九月、巷ヶ年ニ三度宛献上仕候、其節者、正月十五日又者廿八日ニ御目見^江仕来候処、十四年以前、小笠原山城守様、戸田伊賀守様、本多長門守様、寺社奉行之節、被^ニ仰付^一候者、遠方之儀候之間、五月・九月之御祓、正月十五日一度ニ献上可^レ仕由、被^ニ仰出^一候、依^レ之十四年以来正月十五日ニ御祓献上、御目見^江仕、其後御暇^分被^ニ下置^一候、以上

富士喜多室社務

天和三年^亥正月十八日

三浦刑部

寺社

御奉行所

大猷院(徳川家光)の御代より年三度だった御祓献上(御札献上)が、十四年前に、遠方であるという理由で正月十五日の年一度になったというのである。天和三年(一六八三)から十四年前というのは寛文九年(二六六九)に当たり、この頃から三浦家の御札献上は年一度、正月に確定したと考えられる。

御札献上が年一度に確定した寛文九年の前年、三浦内記は寺社奉行所に對し、次のような嘆願をおこなっている。

【史料八】(三浦吉明家文書、整理番号A-47-3)

乍^レ恐御訴訟

公方様從^ニ御懷胎^一、宝樹院様被^ニ仰付^一候御祈禱、正月・六月・九月抽^ニ精誠^一致^ニ修行^一、三度之御札御表^分差上、為^ニ御暇^一黄金五枚、御服一重宛致^ニ拝領^一候、宝樹院様御清去^(過去)以後、正月之御札御表^分指上、六月・九月之御札從^ニ御内証^一差上申候処ニ、永々御訴訟申上、三度之御札御表^分指上難^レ有^レ奉^レ存候(ア)、益天下泰平国家安全之御祈禱勤行仕候、冥加を申御神前之外聞ニも御座候間、御両殿様以^ニ御願^一御暇拝領仕候ハ、(イ)、弥以難^レ有^レ奉^レ存候、右之趣御披露奉^レ仰候、以上、

富士山北室御師

寛文八年二月廿七日

申谷内記

寺社
御奉行様

御家老中御披露

これまで、正・六・九月に表向きより御札献上し、辞す時には御暇の黄金五枚と御服一重を拝領していたが、宝樹院逝去後は、正月は表から、六・九月は奥からの献上となつてしまひ、三浦は嘆願を繰り返して、三度とも表より御札献上することが許された(傍線ア)。そこで三浦は、さらに「御暇拝領」つまり御暇のときに拝領する黄金五枚と御服も復活しよう、寺社奉行に嘆願したのである(傍線イ)。年三度の御札献上と同様に、御暇の黄金・御服を復活してほしいというのである。寛文八年は、家綱二八歳、將軍在位一八年目という年であるが、宝樹院という強力な後ろ盾を失つた三浦家は、將軍家との関係をつなぎとめ、己の資格を維持するために様々な嘆願を続ける必要があつたのである。

御暇の黄金については、結局、黄金拝領は途絶えるが、御服拝領は継続する。

以上、これまでの流れをまとめるならば、三浦家は、

- ① 家綱誕生以来、宝樹院を通じ、奥から、年三度の御札献上、御暇の黄金・御服を拝領してきたが、
- ② 宝樹院逝去後は、表から一度、奥から二度となり、さらに
- ③ 寛文八年までに、三浦氏の訴訟によつて、年三度の御札献上が復活したが、黄金拝領は復活せず、寛文九年頃に、年一度、表からの御札献上が確定する。

七沢作左衛門、宝樹院との繋がりから始まつた三浦家と將軍家との関係であるが、三浦氏は、年三度の御札献上が年一度に縮小されたとはいえ、將軍御目見、御服拝領という格別の資格を得ることに成功し、宝樹院との個人的な関係を幕府との公的な関係に作り変えていくことで、自らの資格を守ることに成功したのである。

三、おわりに

宝樹院の身分上昇は、その親族や彼女と関わりをもつた人々に様々な影

響を及ぼした。そしてその死後も、彼らに顕彰され続けていく。青木氏も三浦氏も苗字帯刀できる身分で、いわゆる「士農工商」といった固定的な概念からはとらえ難い存在である点は興味深い。彼らは宝樹院に連なる由緒を保ち続けることで、家格の維持、そして地域社会における優越性を保持しようとするのである^⑧。

ところで、茨城県古河市の正応寺には、宝樹院の供養等が現在も存在する。宝樹院の弟が正応寺開山の法弟であったことから、ここに宝塔が建立されたという^⑨。これ以上の詳細は不明だが、あるいはここにも宝樹院を顕彰する人物があったのかもしれない。

宝樹院を中心に、それぞれの地域での人々の対応をみてきた。宝樹院に関連して生み出されていく新たな社会的序列、そしてそれを維持しようとする人々の活動などを、不十分ながら明らかにした。今後とも地域社会の歴史の解明に取り組んでいきたい。

注

- (1) 『徳川幕府家譜』(『徳川諸家系譜』群書類従完成会)
- (2) 『徳川実紀』(新訂増補国史大系) 厳有院殿御実紀巻一。以下『徳川実紀』はすべてこの刊本を利用する。
- (3) 『寛政重修諸家系譜』(群書類従完成会) 巻千四百四十、増山氏の項に「厳有院殿(家綱)の恩遇をかうぶり泉光院と称す」とあり。なお、以下『寛政重修諸家系譜』はすべてこの刊本を利用する。
- (4) 宝樹院に関する記述が見られる史料として、『徳川実紀』の他、①の「柳営婦女伝系」十の「厳有公御母堂 宝樹院殿之伝系 増山氏」(『徳川諸家系譜』群書類従完成会) や、②『寛政重修諸家系譜』増山氏の項、③『幕府祚胤伝』(『徳川諸家系譜』群書類従完成会) 等があげられる。
- (5) 『徳川実紀』、『寛政重修諸家系譜』増山氏の項(注3)参照。以後の増山氏に関する記述は、特に断らない限りこれによる。なお、『徳川幕府家譜』(注1)、『柳営婦女伝系』(注4)①では、増山正利を宝樹院の兄としている。
- (6) 『寛政重修諸家系譜』那須氏の項、増山氏の項。
- (7) 『柳営婦女伝系』(注4)の利長の注記に「室、古河城下農夫女」とある。
- (8) 宝蔵寺は、大平町下高島の真言宗の寺。墓碑銘は、「承応三天(年カ)(二六五四) 甲午六月八日 安養院殿性参覚蒼居士 施主従五位下 増山弾正少弼藤原正利」とある。(『大平町誌』大平町教育委員会編、一九八二年、八二九頁。)
- (9) 『古河志』上高島村の項(『古河市史 資料 別巻』、一九七四年)。「古河志」は、古河藩士小出重固が、寺社の縁起や伝来の古文書などをまとめた地誌。文政一 天保頃の成立。
- (10) 『大平町誌』一五〇頁に載せる利長生家、青木七郎家系図では、仁左衛門は、利長の父である善兵衛の弟とされ、その後裔が七郎右衛門としている。
- (11) 『古河志』上高島村の項(注9)。
- (12) 『大平町誌』一四四頁より引用。ただし、句読点等については、適宜補った。
- (13) 藪部村(現栃木市)と島田村は、直線距離にして一〇キロメートルほどである。

- (14) 御師と一定の関係を取り結んだ信者を檀那という。川口村には戦国期より御師の存在が確認され、江戸時代の最盛期には一〇〇人を超える御師が住んでいた。富士山の御師に関する先行研究として、『河口湖町史』(河口湖町史編纂特別委員会、一九六六年)、伊藤堅吉『富士山御師』(図譜出版、一九六八年)、中村章彦『将軍家御祈願所の御師・三浦家』(『甲斐路』九八・二〇〇一年)等がある。中村氏の論文は、富士山御師三浦氏の将軍御目見や御祓献上について詳細に検討した先駆的な研究である。
- (15) 川口村の御師は、百姓としては苗字帯刀せず、御師の職を勤める時だけ苗字帯刀し、農閑期に諸国へ札配していた(拙稿)河口の村と御師―中村謹吉家文書を使って―『富士御師のいた集落』甲州史料調査会編集・発行、一九九八年)。
- (16) 前掲注14、伊藤著書に載る「甲斐国志草稿」。
- (17) 山梨県富士河口湖町河口・三浦吉明家文書、整理番号A11-24。三浦家に伝来した古文書は、三浦吉明家文書として甲州史料調査会により調査がなされ目録が作成されている。以下、同調査会撮影のマイクロフィルムを利用する。調査については『甲州史料調査会会報 桃太郎』二〇〇二号、一九九九年―二〇〇〇年の調査報告を参照。
- (18) 家光・家綱の両上様に御目見していることは、申谷内記宛の寺社奉行安藤重長書状に「貴殿儀、両上様へ御目見相済」とあることから明らかである(三浦吉明家文書、整理番号B18-4)。安藤重長は明暦三年(二六五七)に没しているため、この書状の下限は明暦三年。
- (19) 三浦氏は、正月に江戸城白書院での将軍御目見の資格を持ち、年頭御礼を勤めることが、幕府寺社奉行所関係史料に見え、同様な資格を持つ御師は、伊勢神宮の御師くらいであるという(靱矢嘉史「川口御師の江戸城年始あいさつ」『河口湖の古文書と歴史 その2』甲州史料調査会編集・発行、二〇〇五年)。
- (20) この文書が現在三浦家に伝来するのは、乗寿の返事を知らせるため、三浦内記に渡されたためである。
- (21) 前掲注14、中村論文は、年末詳三月二日付松平和泉守発給、増山弾正正宛書簡により、慶安二年から表よりの御札献上が許可されたとするが、当該文書の確認ができなかったため保留とする。
- (22) 三浦吉明家文書、整理番号B16。宝樹院没後二年目の承応三年七月付。宝樹院から増山氏を通じて依頼されていた時のように、御札献上の許可を求めている。
- (23) 同年七月吉日の三浦内記の嘆願書によっても同様なことが確認できる。すなわち、年三度の御札献上が「久々中絶」していたが、訴訟により御札献上が復活、さらに御暇(の黄金・御服)拝領を嘆願する、というものである。『山梨県史』資料編13、六七九号文書)
- (24) 三浦氏は、宝樹院という後ろ盾を失った後も、泉光院や大名家から初穂を受けている(寛文二一年極月吉日付。三浦吉明家文書、整理番号A162-14-1-2)。また、増山氏を初め、他の大名とも積極的に関係を構築していく。
- (25) 文政九年(一八二六)の文書に、慶安三年頃より奥よりの黄金五枚は中絶したとある。とするならば、家綱の将軍就任の前から、黄金拝領はなくなり、復活することはなかったということになる(三浦吉明家文書、整理番号B123-25)。
- (26) 三浦氏の川口村内での優位性は、絶対的なものではなく、時代が下るにつれ、三浦氏と他の御師との間で紛争が起こされている。本稿では、宝樹院との関係から考察したため、三浦氏の川口村内での位置については言及しなかった。
- (27) 「古河志」古河片町の項(注9)。

小山高等専門学校、一般科、ysakairi@oyama-ct.ac.jp
(受理年月日 二〇〇七年九月二八日)

